

飛沫防止用シートを設置する際の留意事項

- 1 飛沫防止用シートを設置する際は下記の点に注意して設置してください。
 - (1) 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにしてください。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用してください。
 - (2) 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいです。
 - (3) 不明な点があれば、最寄りの消防署または消防本部に相談してください。
- 2 その他燃えにくい素材の考え方について
 - 一般的に、飛沫防止のための使用が考えられる透明なシート類については、引火点、発火点、自己消火性の有無等の性質を踏まえると、ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のものが比較的燃えにくい素材であると考えられます。
 - 難燃性、不燃性、防災製品などの情報については、製造者等の製品仕様を確認することが望ましいです。

参 考

シート類については、（公財）日本防災協会が定める防災性能基準に適合するものが防災製品として認定されているものがあり、防災製品として認定された製品や材料には防災製品ラベルが貼付されています。

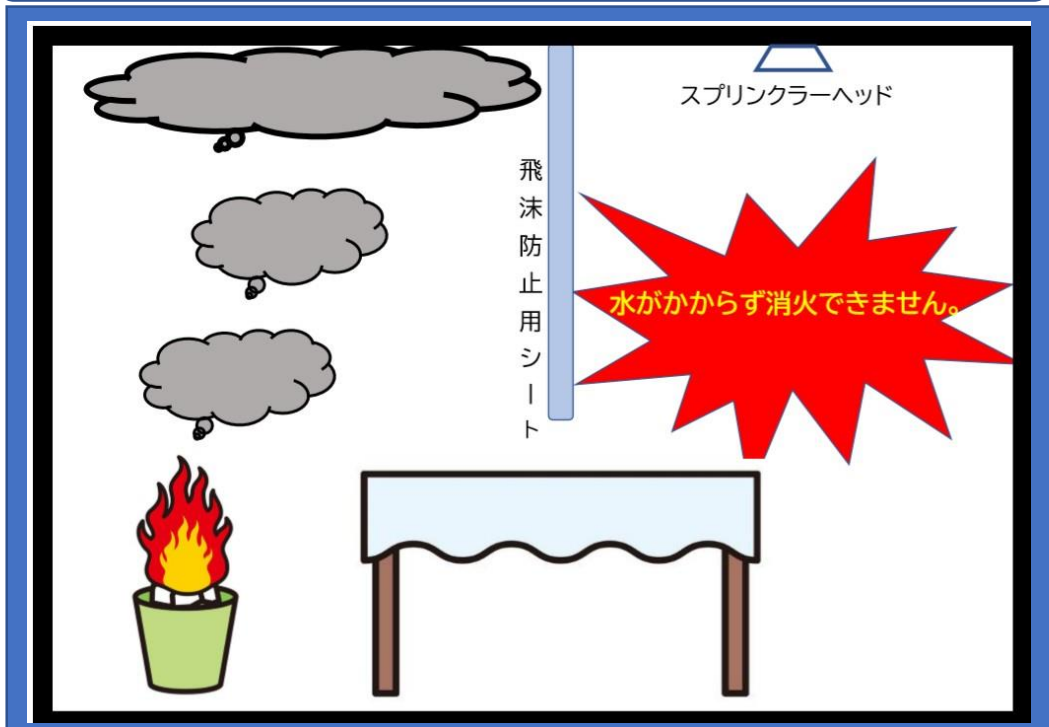
[防災製品ラベルの例]



火災報知器未警戒部分が生じる例



スプリンクラーの散水障害が生じる例



五所川原地区消防事務組合

五所川原消防署 ☎ 35-2019	北部中央消防署 ☎ 57-2370
金木分署 ☎ 53-2322	市浦分署 ☎ 62-2119
東分署 ☎ 29-2119	小泊分署 ☎ 64-2375
鶴田消防署 ☎ 22-2131	消防本部予防課 ☎ 35-2020